

# Monthly Note

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

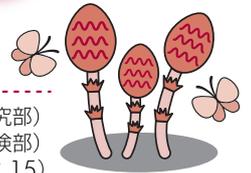
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

発行人：神津 里季生

編集責任者：柳下 伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-17 ラウンドクロス新宿 5階  
TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421  
https://www.zenrosaikyokai.or.jp/

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部)  
各種共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)  
(営業時間 土・日、祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)



## CONTENTS

- オンラインシンポジウムを開催 ..... P1
- 「実りあるセカンドライフをめざして」<2021年版>を発売しました ..... P2
- 全労済協会からのお知らせ  
「Monthly Note」お申込みのご案内 ..... P2
- 相互扶助事業「法人火災保険・自動車保険」  
無料でスピーディーにお見積りいたします! ..... P3
- 自治体提携慶弔共済保険「規程類の点検活動」について ..... P3
- 令和3年度税制改正(個人に係る主な改正)について ..... P4

## オンラインシンポジウムを開催

### こくみん共済 coop「これからの防災・減災運動」と連携したオンラインシンポジウム 「東日本大震災から10年 これまでのふり返りと今後の展望」

主催／全労済協会 共催／こくみん共済 coop、日本再共済連  
講演者：寺島 実郎 氏 (一般財団法人日本総合研究所会長)

本誌vol.167(2021年1月号)でご案内したオンラインシンポジウムを開催し、事前にお申し込みいただいた1,000名様に寺島実郎氏の講演動画「東日本大震災から10年 これまでのふり返りと今後の展望」を限定配信しました。

講演は、資料集「寺島実郎の時代認識」を参照しながら、経済・金融の各種データや新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響など、最新の状況を踏まえすめられました。

私たちが生きている時代を社会の動きの中でどのように捉えるべきか、今日の時代認識を踏まえ、東日本大震災の被災地の復興の実情と、日本社会がすすむべき防災・減災の道筋について具体的施策も含めてご示唆いただきました。

当協会ホームページにて、講演概要を2021年6月末まで掲載しています。講演概要はどなたでもご覧いただけます。ぜひご一読ください。



全労済協会

検索

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp>

# 「実りあるセカンドライフをめざして」<2021年版>を発売しました

定年退職は人生の節目であり、同時に第二の人生のスタートでもあります。早いうちから退職後のライフプランを立て、準備を整えることで、充実した退職後の人生が迎えられることでしょう。

皆さまが退職準備をはじめするためのテキストとして、当協会では「実りあるセカンドライフをめざして」を毎年発行しています。

このたび、<2021年版>を発刊しました。退職準備セミナー等でお役立てください。



## ■テキストの購入方法と資料ダウンロードのお知らせ

テキストは1冊300円（送料無料で）にてご提供しています（振込手数料はご購入者様負担となります）。

購入のお申し込みは当協会ホームページにて受け付けております。

また、ホームページでは生活設計などに使えるワークシートもご用意しています。ダウンロードして自由にご活用いただけますので、併せてご確認ください。

■A4サイズ100ページ  
フルカラー

### <テキストの章構成>

- 序 章：定年後の準備状況をチェックしよう
- 第1章：実際に生活設計に取り組みよう
- 第2章：リタイア後の暮らしの見直し方を学ぼう
- 第3章：リタイア直前の準備
- 第4章：望む暮らしをまっとうするために

## 全労済協会からのお知らせ

### 「Monthly Note」お申込みのご案内

本誌「Monthly Note（全労済協会だより）」の郵送、最新号掲載のお知らせメール配信につきましては、当協会のホームページよりお申込みいただけます。

税や公的年金など暮らしに役立つ情報やシンポジウムやイベント、書籍・報告誌の発刊に関するご案内などをお知らせしておりますので、ぜひお申込みください（メール配信と本誌の送付は無料です）。

<https://www.zenrosaikyokai.or.jp>

全労済協会

検索

MonthlyNoteは、  
ココをクリック！

### ●「Monthly Note」お申込み方法

(1) 「お申し込み」画面では、「送付内容のご希望」欄のいずれかを選択。

- ・最新号掲載のお知らせ（メール）配信をご希望の場合  
⇒「最新号掲載のお知らせ（メール）」
- ・新たに本誌の送付をご希望の場合  
⇒「送付（郵送）」

氏名、住所、メールアドレス等を入力の上、一番下の「入力画面を確認する」ボタンをクリック。

(2) 入力内容をご確認いただき、送信ボタンをクリック。

(3) お申込み受付メールが届き、手続き完了です。

☆最新号掲載のお知らせ（メール）は、本誌最新号のホームページ掲載時（毎月10日頃）に配信します。



## 相互扶助事業「法人火災保険・自動車保険」 無料でスピーディーにお見積りいたします！

当協会では、相互扶助事業として法人向けの火災保障「オフィスガード」と自動車補償「ユニカー」をおこなっていますが、2つの商品ともに低廉な保険料で安心・安全をご提案しております。

また、この2つの商品でカバーできない「地震保障」「車両補償」などについては当協会が代理店となっている共栄火災海上保険株式会社の火災保険、自動車保険をご提案しています。

現在契約中の保障の満期時や、新たに法人自動車の取得などの際には、ぜひとも見積もりのご依頼をお待ちしております。お見積りは無料ですので、お気軽に共済保険部にご連絡ください。

<相談ダイヤル> 03-5333-5128 共済保険部 事業課

**火災保障**

# オフィスガード

法人火災共済保険



地震保障を付けたいとき  
共栄火災海上保険株式会社の  
**地震保障**

**自動車補償**

# ユニカー

法人自動車共済保険



車両補償を付けたいとき  
共栄火災海上保険株式会社の  
**車両補償**

## 自治体提携慶弔共済保険 「規程類の点検活動」について

当協会では、自治体提携慶弔共済保険 規程類の点検活動を2019年7月よりおこなっております。

この間ご対応いただきました団体におかれましては、この場をお借りして感謝申し上げます。

引き続き点検活動をすすめてまいりますので、今後、本点検活動の取り組みに関してご案内をさせていただく団体におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次号以降は、本点検活動にあたって、お問い合わせの多い内容につきまして、Q & A形式でご紹介することも予定しております。

今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年度税制改正では、新型コロナウイルス禍で経済が落ち込む中、法人税率(軽減税率特例)の延長等および家計の暮らしを支える為の様々な負担軽減策が行われております。

については、個人に係る主な改正につきまして説明いたします。

### 1. 土地の固定資産税の特例措置

令和3年度の固定資産税については、土地・家屋に係る価格について、3年に一度の評価替えの年度(基準年度)となります。

土地については、評価替え等によって税額が急激に上昇することを抑えるため、負担水準の均衡化(負担調整措置)を適用した課税標準額により税額を算出します。

改正では、個人や企業の負担軽減を図るため、土地の固定資産税について次の特例措置を講じます。

- (1) 税額が増加する場合(令和3年度に限り据置き)  
評価替え等により、税額が増加する土地については令和3年度に限り、令和2年度の税額と同額とします。
- (2) 税額が減少する場合  
地価の下落により税額が減少する土地については、そのまま税額を引下げます。

### 2. 住宅ローン控除の特例の延長等

消費税率10%への引上げ(令和元年10月1日)に伴い導入された住宅ローン控除の特例(控除期間10年から13年)について、次のとおり延長・緩和をします。

- (1) 契約期限の延長(令和4年12月31日までに居住)
  - ① 新築の場合(改正前: 令和2年9月30日まで)  
令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約
  - ② 建売等の場合(改正前: 令和2年11月30日まで)  
令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約
- (2) 床面積要件の緩和  
床面積要件が $\geq 40\text{m}^2$ 以上に改正されます(改正前 $50\text{m}^2$ 以上)。  
(注)床面積 $40\text{m}^2$ 以上 $50\text{m}^2$ 未満の住宅に係る適用は、合計所得金額が1,000万円以下の者に限ります。

### 3. 子・孫への住宅取得等資金の贈与の特例

令和3年4月1日～同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等の契約を締結し、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税限度額を上げます。

一般の住宅用家屋の新築等の場合は、次のとおりとなります。

- (1) 消費税等の税率10%が適用される場合  
非課税限度額1,000万円(改正前: 700万円)
  - (2) 消費税等の税率10%以外が適用される場合  
非課税限度額 500万円(改正前: 300万円)
- (注)床面積は、上記「2.(2)床面積要件の緩和」を参照。

### 4. 子・孫への一括贈与の非課税措置の見直し等

高齢者の資産を子や孫へ促すねらい等で創設された、贈与税の非課税措置について、次のとおり改正されます。

- (1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置  
子・孫(30歳未満)が直系尊属(贈与者)から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(1,500万円まで)について、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。  
また、令和3年4月1日以後の信託等からは、贈与者の死亡において、贈与を受けた教育資金の残額(未使用分)については、贈与から死亡日までの期間に関らず、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなし、相続税の課税

対象となります。

なお、贈与者の子以外の者(孫・ひ孫)が相続する場合には、相続税額に2割加算を適用します。

(注)受贈者が23歳未満や在学中などの場合には、相続税の課税対象より除外されます。

- (2) 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置  
子・孫が直系尊属(贈与者)から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(1,000万円まで)について、令和4年4月1日から子・孫の年齢要件を「18歳以上(改正前: 20歳以上)50歳未満」に引下げ、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。

また、贈与者の死亡日において、贈与を受けた結婚・子育て資金の残額(未使用分)については、上記(1)と同様に相続税額に2割加算を適用します。

### 5. 短期退職金の課税適正化(勤続年数5年以下)

退職金は長期にわたる勤務の結果生ずるものであり、勤務の対価の一部が蓄積し、一挙に支払われることに配慮した税負担の平準化措置に鑑み、次のとおり適正化を図ります。

- (1) 短期退職金の課税強化(勤続年数5年以下)  
雇用の流動性等に配慮し、勤続年数5年以下の短期退職金については、法人役員の短期退職金と同様に2分の1課税の適用から除外します(令和4年分以後の所得税から適用)。  
ただし、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円までは、引き続き2分の1課税の平準化措置を適用します。
- (2) 退職所得の課税(他の所得と区分: 分離課税)  
 $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額(注1)}) \times 1/2 \times \text{税率(注2)}$   
= 退職所得に係る所得税額(別に復興特別所得税2.1%)  
(注1)勤続年数20年迄 → 1年につき控除額40万円(最低80万円)  
勤続年数20年超 → 1年につき控除額70万円  
(注2)税率5%～45%(課税退職所得金額の区分による)

### 6. 国等の子育てに係る助成等の非課税措置

改正前、国・自治体の子育て支援策としてベビーシッター等の利用費用を助成する収入は「雑所得」とみなし、所得税の課税対象とされています。

改正では、国・自治体からの子育てに係る施設・サービスに係る一定の利用料に対する助成等は「非課税」とし、令和3年分以後の所得税について適用します。

今後、非課税となる助成の対象が省令等で具体化されますが、次の対象のイメージ(案)が公表されています。

- (1) ベビーシッターの利用料に対する助成
  - (2) 認可外保育施設等の利用料に対する助成
  - (3) 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- (注)上記の助成と一体として行われる生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等も対象。

### 7. 確定申告書等の押印廃止

税務署長へ提出する確定申告書等の書類には、提出者の押印が必要とされていましたが、令和3年4月1日以後、次の書類を除き押印が不要(廃止)となります。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類